



就学援助【新入学児童学用品費等】入学前支給のお知らせ

大網白里市では、令和8年4月に市内の小学校に入学予定の子どもの保護者で、就学援助の要件に該当し、入学する年の1月中に申請された方に限り、就学援助の「新入学児童学用品費等(57,060円)」を入学前の3月に支給します。

1 新入学児童学用品費等の入学前支給を受けることができる方

次の(1)(2)いずれにも該当する方

- (1) お子様が令和8年4月（入学式の期日）に大網白里市内の小学校に入学予定の方
- (2) 裏面の就学援助の要件に該当する方

※注意※

入学前支給を受けたあと、次の①②いずれかに該当した場合は、全額を返還していただくことになりますので、該当する可能性がある場合は、入学前支給の申請を行わず、市内の小学校に入学後、4月中に申請してください（「3 支給内容」の下部枠内をご参照ください。）。

- ① 令和8年4月（入学式の期日）に市内の小学校に入学されない場合
- ② 就学援助の要件に該当しなくなった場合

2 申請手続き

◎申請場所 大網白里市教育委員会管理課（※入学予定の小学校では受付けできません。）

◎受付期間 **令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）**

◎申請に必要なもの

- (1) 大網白里市就学援助申請書（入学前支給用）
- (2) 裏面の要件①～⑪に応じた証明書類
- (3) 印鑑（申請者の自筆による署名の場合は不要）
- (4) 振込先となる申請者（保護者）名義の通帳写し

入学前支給を申請して認定を受けた方は、入学後に支給対象となった子どもの令和8年度の就学援助の申請を改めて行う必要はありません。ただし、小中学校に兄姉がいる場合は、別途就学援助の申請が必要です。

3 支給内容

◎支 給 額 57,060円（お1人につき）

◎支給時期 令和8年3月中旬～下旬頃

◎支給方法 申請者（保護者）名義の口座に直接振込みます。

入学前支給の申請をされない場合でも、4月1日から4月末日までに令和8年度の就学援助を申請し、認定となった場合は、入学後（1学期末）に「新入学児童学用品費等」を支給します。

4 就学援助を受けることができる方

次の①～⑪の要件いずれかに該当すれば、就学援助を受けることができます。

要 件	申請に必要な証明書類
① 生活保護（教育扶助）を受けている（※）	保護決定（変更）通知書の写し
② 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	保護廃止（停止）決定通知書の写し
③ 個人事業税の減免	個人事業税減免通知書の写し
④ 市町村民税の非課税	非課税証明書（世帯全員分） (注)令和7年1月1日に大網白里市に住民票がある場合は、省略可。
⑤ 市町村民税の減免	市町村民税減免決定通知書の写し
⑥ 固定資産税の減免	固定資産税減免決定通知書の写し
⑦ 国民健康保険料の減免	国民健康保険料減免決定通知書の写し
⑧ 国民年金保険料の全額免除	国民年金保険料免除承認通知書
⑨ 児童扶養手当の受給	児童扶養手当証書の写し
⑩ 生活福祉資金貸付事業による貸付	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑪ 上記以外の特別な理由により経済的に困窮している（世帯の収入の合計額が一定基準額以下の世帯が対象）	①世帯全員の方の収入を証明する書類 (注)令和7年1月1日に大網白里市に住民票がある場合は、省略可。 (所得証明書、非課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の控え、給与明細書、年金証書の写し等) ②（賃貸住宅に居住している場合） 月額の家賃が記載された契約書の写し

◎基準額の目安

家族構成		2人 (父又は母・小学生)	3人 (父・母・小学生)	4人 (父・母・小学生2人)	4人 (父・母・小学生・中学生)
世帯収入	持家	234万円	250万円	288万円	302万円
	賃貸住宅	298万円	314万円	354万円	366万円

◎上記の表はあくまで目安です。個々の世帯状況によって基準額は異なります。

（※）生活保護受給世帯のお子様の新入学児童学用品費等は、生活保護費より支給されますので、就学援助の入学前支給の対象とはなりません。

【お問い合わせ】

大網白里市教育委員会管理課 学校教育室
電話：0475-70-0372